あなたの未来を強くする
住友生命

NEWS RELEASE

2026年11月11日
住友生命保険相互会社

住友生命初のユーロ建劣後特約付社債の発行について

住友生命保険相互会社（取締役　代表執行役社長　高田　幸徳、以下「住友生命」）は、財務基盤のより一層の強化に加え、資金調達手段の多様化および海外投資家層の拡大を目的に、住友生命として初のユーロ建劣後特約付社債を発行します。

ユーロ建劣後特約付社債の概要

発行体	住友生命保険相互会社
名称	2056年満期ユーロ建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
発行総額	5.7億ユーロ
発行価格	額面金額の100%
利率	2036年11月17日まで　年5.308%（固定金利） 2036年11月17日以降　固定金利 （ステップアップあり・５年ごとにリセット）
償還期限	2056年11月17日 ＊ただし、2036年11月17日の初回コール日およびそれ以降５年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、住友生命の裁量により繰上償還可能
優先順位	本劣後債の保有者は、住友生命の清算手続等において、すべての上位債務に劣後し、基金および劣後順位債務に優先する権利を有する。
資金使途	一般事業資金に充当予定
募集方法	欧州およびアジアを中心とする海外市場における募集（なお、米国内および日本国内での募集は行わない。）
上場	シンガポール取引所上場
払込期日	2026年11月17日

本ニュースリリース「住友生命初のユーロ建劣後特約付社債の発行について」は、住友生命の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の証券は、1933年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において、または米国人（1933年アメリカ合衆国証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義されます。）に対して、もしくはその計算において、もしくはその利益のために証券の募集または販売を行うことは許されません。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。

以上